

●耕作目的による農地（採草放牧地）の権利設定・移転

議案 NO

<申請手続者記入欄>

申請日：令和 年 月 日

譲受人	氏名：	譲渡人（所有者）	氏名：
申請手続者	住所： 氏名：	連絡先	電話：

農地法第 3 条の規定による許可申請について

（提出書類）

1	許可申請書（申請者の数に応じて部数を追加することが可能）	3 部
2	申請地の全部事項証明書 申請土地の全部事項証明書に記載された所有者住所と申請者の現住所が異なる場合で、市外に転出したことがある方等については、現住所に至るまでの異動の過程を確認できる書類（住民票や戸籍の附票等）が必要になることがあります。	1 通
3	申請地の位置を示す図面（現地が確認できる程度の縮尺の図面に、申請地を赤で表示）	1 通

下記に該当する場合は、それらに応じた書類の提出が必要となります。該当する事項がないか、申請前にご確認ください。

4	当事者以外が手続きを代行する場合、代理申請する場合には委任状	1 通
5	長岡市外の方が申請者の場合、住民票（本籍表示のもの、在留資格等すべて表示のもの）	1 通
6	長岡市外の方が譲受人の場合、農業経営状況を証する書面（譲受人の住所地の農業委員会で交付を受けたもの）	1 通
7	競売、民事調停等により譲受人が単独で申請する場合は、当該競売、民事調停等を証する書面	1 通
8	申請地に賃借権その他使用収益権が設定されている場合 (1) 賃借権が設定されている申請地の所有権を移転する場合は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書（合意解約書）又は賃借契約を一年以内に解約する旨の賃借人の同意書 ※ 譲受人が賃借人である場合は不要 (2) 賃借権が設定されている申請地の賃借権を移転する場合は、所有者の同意書 (3) 使用貸借権が設定されている申請地の所有権を移転する場合は、使用貸借契約の合意解約書 ※ 譲受人が借人である場合又は期間満了の場合は不要 (4) 農用地利用集積計画により利用権が設定されている申請地の所有権を移転する場合は、長岡市農用地利用集積計画により定めた利用権の変更に係る協議書並びに通知書（合意解約書） ※ 譲受人が賃借人である場合は不要（農協又は農林公社等を介している場合は要）	18 条 3 通 同意書 1 通 1 通 1 通
9	申請者又は申請地が農業者年金に関係している場合 (1) 譲渡人が「経営移譲年金（農業者年金）」を受給するために、後継者に使用貸借権を設定する場合は、使用貸借に関する契約書 (2) 申請者が「経営移譲年金（農業者年金）」受給者で、経営移譲年金が支給停止になる場合は、農業者年金（経営移譲年金）の支給停止同意書	3 通 1 通
10	申請地が「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」の場合は、納税の確定同意書	1 通
11	次の場合には、それぞれ別に提出する必要のある書類がございます。詳しくは農地係員にお尋ねください。 （農地所有適格法人による権利の取得・設定の場合、農地所有適格法人以外の法人による権利設定の場合、新規に就農する場合、転貸の場合等、認定経営発展法人が譲り渡し人である場合は認定発展計画の写し）	必要書類 一式

（注意事項）

- ・上記の書類のほかに、審査に必要となる書類の提出をお願いする場合があります。
- ・譲渡人及び譲受人又は申請地が、「農業者年金」「農用地利用集積計画による利用権」「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」に関係している場合は、農業者年金の受給額、各種補助金、納税猶予の特例の継続等に影響を及ぼす可能性があります。確認に時間がかかる場合もございますので、事前にご相談ください。
- ・譲受人が認定農業者の場合、申請地の位置、面積等によっては農業経営基盤強化促進法の規定による移転手続きができる場合があります。（所有権移転登記手続きを農業委員会で行う等の優遇が受けられます。）

<許可書交付欄>

許可書受領者	受領日、署名	本人確認欄（職員記入）
当事者（譲渡人、譲受人）	令和 年 月 日	免許証、個人番号カード
委任者		その他（ ）

1 申請者の氏名等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

申請者	氏名 (名称及び 代表者氏名)	年齢	住所	職業	国籍	在留資格 期間	認定経営 発展法人 (該当する場合は○)
譲受人							
譲渡人							

2 許可を受けようとする土地の所在等（記入欄が足りない場合は別表に記入してください。）

所 在 長 岡 市 (町・字・地番)	地目		面積 (㎡)	所有者 (氏名又は名称)	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合		対価・賃料等の額 〔10a 当たりの額〕 (円)
	登記簿	現況			権利の 種 類	権利者 (氏名又は名称)	
地目別面積 (現況)	田	㎡、畑	㎡、計	㎡、採草放牧地	㎡		

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日 長岡市農業委員会
会長

[illegible][illegible]

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

1 譲受人又はその世帯員等が、その所有地、借入地及び申請地をすべて効率的に利用し、耕作するか。

1－1 耕作の事業に供するべき農地等の面積

経営農地（㎡）	農地面積計	現況地目別面積			採草放牧地面積
		田	畑	樹園地	
自作地					
借入地					
作物別の作付面積	田	畑		樹園地	
作付予定の作物					
作物別の面積（㎡）					
経営農地以外の土地	所在 (町・字・地番)	地目		面積（㎡）	状況・理由等
		登記簿	現況		
貸付地					

（貸付地が複数筆ある場合で、状況・理由等が同一のものは所在の欄に「〇〇外△筆」とまとめて記載する。）

1－2 現在の経営農地及び申請地を効率的に利用して耕作していくか。

☐ はい ☐ いいえ （該当する内容に✓をつけてください。）

1－3 貸付地がある場合、貸付地の返還を受けて耕作できない理由（該当する内容に✓をつけてください。）

- ☐ 地域の担い手が周辺農地と一体的に利用しており、返還を受け自ら耕作することが効率の面などから適当でない。
- ☐ 戦前からの貸付地であり、耕作者の同意を得られない。
- ☐ その他

1－4 譲受人及びその世帯員等が所有する農機具の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 農機具（機械、器具）又は家畜

農作業	田植え	収穫	各種農作業	各種農作業	各種農作業		家畜	
作業機械	田植え機	コンバイン	トラクター	くわ	スコップ		種類	数
所有								
購入予定								
リース								
共有								
作業委託								

（確保している農機具の台数を該当箇所に記載。作業委託の場合は、委託先を記載。）

(2) 農作業に従事する者 (譲受人が法人の場合は、記入の必要なし。)

① 譲受人の農作業経験等の状況

農作業歴	年	農作業 技術修学歴	年	その他 ()	年
------	---	--------------	---	---------	---

② 世帯員等並びに常時雇用及び臨時・季節雇用している労働力(譲受人以外)

世帯員等		人	続柄	農作業歴(年)	農作業状況等(日/年)
常時 雇用者	現在	人			
	増員予定	人			
臨時・季節 雇用者	現在	人(年間延)			
	増員予定	人(年間延)			

③配置の状況(世帯員等の住所又は拠点となる場所)

--

④ ①～③の者の住所、拠点となる場所等から申請地までの平均距離及び時間

平均距離	平均移動時間
------	--------

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族。)

(3)農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1へ記載)

2 譲受人又はその世帯員等が農作業に常時従事するか。(譲受人が法人の場合は、記入の必要なし。)

(1) 譲受人又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

主として耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者												
氏名					年齢			職業				
権利取得者との続柄					年間農作業従事日数			日				
農作業への従事状況（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

3 譲受人又はその世帯員等は権利取得後、申請地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に支障をきたすことはないか。(該当する内容に✓をつけてください。)

(1) 水利調整について、地域の農業者が一体的な取組を行っているような地域では、地域における取組に参加・経費負担する。

☐はい ☐いいえ

(2) 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域では、地域における取組に参加・協力する。

☐はい ☐いいえ

上記(1)(2)について、「いいえ」の場合はその理由等について記入してください。

--

4 信託の引受けによる権利の取得の場合に該当するか。(該当する内容に✓をつけてください。)

☐有 ☐無

※ 農業協同組合法第十条第二項に掲げる農協が行う場合に限る。

以降は、譲受人が次の①から④のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。

- ①農地所有適格法人である場合
- ②転貸する場合
- ③農地所有適格法人以外の法人である場合
- ④譲受人又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合

上記①から④に該当しない場合は、以降の記入は不要です。

5 譲受人が農地所有適格法人である場合、その法人の構成員等の状況について

☐ 別紙：農地所有適格法人としての事業等の状況

6 転貸する場合、転貸が認められる場合に該当するか。（該当する内容に✓をつけてください。）

☐ 該当する ☐ 該当しない

7 譲受人が農地所有適格法人以外の法人である場合、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除をする旨の条件が契約に付されているか。（該当する内容に✓をつけてください。）

☐ はい ☐ いいえ

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う予定であるか

☐ 別紙：農業参入（変更）計画書

9 譲受人が農地所有適格法人以外の法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う農業への従事状況

☐ 別紙：農業参入（変更）計画書

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）

１ 農地法その他の農業に関する法令

（１）農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・無
② 第４条（農地の転用の制限）	有・無
③ 第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・無
④ 第42条（措置命令）	有・無
⑤ 第51条（違反転用に対する処分）	有・無

（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第15条の２（農用地区域内における開発行為の制限）	有・無
② 第15条の３（監督処分）	有・無

（３）種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有・無

（４）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有・無

２ １で「有」の場合

違反の時期	内容

３ 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後３年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・無			

（記載要領）

１ １の（１）及び３については、許可申請日から起算して過去３年分の状況を記載してください。

２ １の（２）、（３）及び（４）については、許可申請日現在の状況を記載してください。